

C S R コミュニケーション

CSRに関する情報発信の全体像と方針

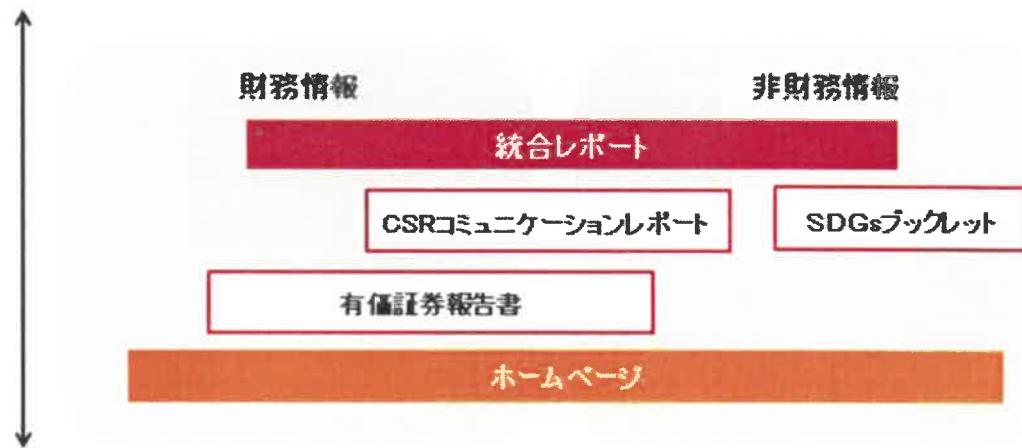
 印刷

- ▼ CSRに関する情報発信の全体像と方針
- ▼ 「CSRコミュニケーションレポート2018」の特徴
- ▼ 報告対象組織
- ▼ 報告対象期間
- ▼ CSRコミュニケーションレポートの公表頻度
- ▼ CSRコミュニケーションレポートの公表時期
- ▼ 情報発信にあたり参考としたガイドラインなど
- ▼ 企画・編集・お問い合わせ先
- ▼ 免責事項

CSRに関する情報発信の全体像と方針

ステークホルダーの皆さんに当社グループのCSRの取組みをご理解いただくため、以下のツールを用いて情報発信しています。掲載内容は、社会的に開示要請の高い項目と、当社グループのCSR重点課題を中心とした重要な項目の二軸の観点で、透明性高く、積極的かつ公正に報告するよう内容を吟味・検討しています。

重要・概略



詳細・網羅的

- 「統合レポート2019」は、当社グループの経営理念に基づいて「安心・安全・健康的のテーマパーク」へのトランスフォーメーションを推進している姿を、ステークホルダーの皆さんにわかりやすくご理解をいただくことを目的に作成しており、保険業法第271条の25および同施行規則第210条の10の2に基づいて作成したディスクロージャー誌です。また、「国際統合報告フレームワーク¹」および「価値協創ガイドンス²」を参照し、これまでの実績や将来戦略を、財務・非財務両面で統合的にまとめています。

- *1 2010年に設立された国際統合報告評議会（IIRC : International Integrated Reporting Council）が提供している国際的な企業報告フレームワーク。
 - *2 経済産業省がとりまとめた、企業と投資家が情報開示や対話を通じて互いの理解を深め、価値協創に向けた行動を促すことを目的としたガイダンス。
- ・「CSRコミュニケーションレポート2019」およびホームページ「CSR」は、当社グループのCSR経営ビジョン、方針、計画や活動進捗を報告し、取組みを継続的に向上させるためのコミュニケーション・ツールです。
- ※アクセシビリティの改善を目指し、CSRコミュニケーションレポート2018の内容を、PDF冊子だけでなく、全面的にホームページ「CSR」で情報発信しています。
- ※「CSRコミュニケーションレポート2019」PDF版の掲載は2019年9月中旬を予定しています。
- ・「SDGs ブックレット2019」は、当社グループのCSRの取組みの一部をわかりやすく簡潔に紹介しています。

「CSRコミュニケーションレポート2019」の特徴

「CSRコミュニケーションレポート2019」の特徴は大きく以下のとおりの5点です。

1. CSRを通じた企業価値向上に向けた取組み

トップコミットメントでは、グループCEO取締役社長の櫻田謙悟が最高意思決定者として、社会的課題の解決を通じた企業価値向上に向けた取組みや、これから成長ストーリーなどを述べています。また、価値創造プロセスを提示し、サステナブルな社会とグループの成長を実現するプロセスを示しています。

2. 「持続可能な開発目標（SDGs）」への取組み

2015年9月に国連サミットにて採択された、2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」について当社グループの取組みや、市民セクターの代表であるIIHOE【人と組織と地球のための国際研究所】代表者兼ソシオ・マネジメント編集発行人の川北秀人氏と損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント 代表取締役社長 社長執行役員 小嶋 信弘がESG投資を通じた持続可能な社会・成長の実現に向け「エンゲージメントを通じたESG投資」をテーマとした対談を掲載しています。

3. 社会の最新動向や当社の特徴を活かした取組み

深刻化する気候変動に関する取組みと「安心・安全・健康のテーマパーク」という新しい価値創造に向けた今後の進化について、昨年多発した大規模な災害に対するお客さまへの対応と課題や、今後も発生が予想される大規模災害、気候変動への適応に資する新しいビジネスの開発について、それぞれ管轄する部門の責任者と川北氏による対談を掲載しています。

また、気候変動に対する企業への期待の高まりを受け、当社は将来世代に希望の持てる社会を継承していくための責任ある取組みとして、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同し、透明性の高い情報開示や気候関連リスクがグループの戦略に与える影響をふまえた気候変動に対するさまざまな取組みについて掲載しています。

4. ステークホルダー・エンゲージメントを通じた取組み

当社グループは、多様なステークホルダーとのコミュニケーションが、社会的課題を認識し、信頼関係と協働関係を構築し、より大きな成果を生み出すための重要な取組みであると考えています。本レポートでは、2016年4月に公表した、グループCSR重点課題の見直しのプロセスで、ステークホルダーの皆さまからいただいたご意見に対する進捗や課題を報告し、また、上記2.、3.のとおり、有識者との対談などを実施し、報告しています。

5. 情報開示の信頼性向上に向けた取組み

当社は情報開示に際しそうまざまな国際的ガイドラインを参考としており、本レポートは、GRI(Global Reporting Guideline)スタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されています。

また、当社では、CSRに関する報告書の第三者意見の取組みが一般的ではなかった2001年度から、IHOEの川北氏から「第三者意見」をいただき、継続的な取組みの向上につなげています。第三者意見を執筆いただくにあたっては、主要部門へのヒアリングも実施し、当社のCSRの取組みを包括的かつ詳細に把握いただいている。また、2012年度からは温室効果ガス（GHG）の排出量について第三者機関による保証を受け、年々その対象となるグループ会社の範囲を拡大するとともに、2016年度からは欠勤による総損失日数についても保証を受け、透明性の高い情報開示に努めています。

また、以下のとおり、実績や今後の方針を掲載しています。

- ・「グループCSR重点課題」別に当社グループの取組みのPDCAをわかりやすく伝えるため、基本的な考え方、マネジメント体制、CSR-KPI（重要業績評価指標）、主な取組み、今後に向けての方針・計画を掲載しています。
- ・「ESG（環境・社会・ガバナンス）情報インデックス」を設け、サステナブルな社会の実現に貢献する主な商品・サービス一覧を掲載し、また、主要ESGデータは、当社および当社の主要な連結子会社の実績を経年で比較しやすいように集計し、具体的なデータをあげて報告するよう努めています。
- ・「主な取組み」では、ステークホルダー別に構成し、社会的課題の解決に向けた具体的な活動内容を紹介しています。

報告対象組織

SOMPOホールディングス株式会社、国内外のグループ会社および財団。一部、事業会社の代理店およびそれらの全国組織の取組みを含みます。

報告対象期間

原則として2018年度（2018年4月～2019年3月）。最新の状況をお知らせする目的で直近の活動についても掲載しています。

CSRコミュニケーションレポートの公表頻度

年1回

CSRコミュニケーションレポートの公表時期

前回 2018年7月

今回 2019年7月

次回 2020年7月（予定）

情報発信にあたり参考としたガイドラインなど

- GRI(Global Reporting Initiative)スタンダード*
- ISO 26000（社会的責任の国際規格）
- SDG Compass：SDGsの企業行動指針－SDGsを企業はどう活用するか－
- 環境省「環境報告ガイドライン2012年版」
- ISO 14064-1（組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引）
- NSC「サステナビリティ報告ガイドライン SPI報告解説書」
- 国連グローバル・コンパクトの10原則
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則（ラギー・フレームワーク）」
- 日本経団連「企業行動憲章」および「企業行動憲章」実行の手引き（第7版）
- 価値協創ガイドンス

* 「CSRコミュニケーションレポート2018」は、GRI(Global Reporting Initiative)スタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されています。対照表は以下をご参照ください。

▶ [GRI内容索引](#)

企画・編集・お問い合わせ先

SOMPOホールディングス株式会社 CSR室
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
E-mail：csr@sompo-hd.com
TEL：03-3349-3000（代表）

免責事項

CSRに関する情報発信は、当社グループの経営方針や計画などに基づいた将来予測が含まれています。これらは記述した時点で入手できた情報に基づいて作成しているものです。したがって、実際の業績や活動計画は、将来の経営環境によって影響を受ける可能性があります。

GRI内容索引



「CSRコミュニケーションレポート2019」は、GRI(Global Reporting Initiative)スタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されています。以下に、同スタンダードの一般開示事項、経済、環境、社会および金融サービス業業種別補足文書の開示要請項目について、掲載ページを示しています。

また、一般開示事項の中核指標については「*」を示していますが、中核指標以外の項目についてもステークホルダーからの開示要請が高いため、掲載ページを示しています。経済、環境、社会の項目は、当社グループにとってマテリアルな側面（重要だと選定した項目）について、掲載ページを示しています。

なお、一部、ディスクロージャー誌「SOMPOホールディングス 統合レポート 2019」、第9期 有価証券報告書・確認書・内部統制報告書、コーポレート・ガバナンス報告書に詳細を記載している項目については、該当する資料を示しています。

▼ 一般開示事項 ▼ 経済 ▼ 環境 ▼ 社会 ▼ 金融サービス業業種別補足文書

一般開示事項

* は「中核」オプションの開示事項

開示事項番号	開示事項の内容	掲載ページ（または、省略理由）
GRI スタンダード	G4ガイドライン	

組織のプロフィール

- | | | | |
|------------|----------|---|--|
| 102-
1* | G4-3 | a. 組織の名称

a. 組織の事業活動に関する説明
b. 主要なブランド、製品、およびサービ
ス。特定の市場で販売が禁止されている製
品またはサービスがあれば、その説明を含
める。 | ▶ 企業概要

▶ グループ事業
▶ サステナブルな社会の実現に
貢献する商品・サービス一覧 |
| 102-
2* | G4-4/PR6 | | |

102-3*	G4-5	a. 組織の本社の所在地	▶ 企業概要
102-4*	G4-6	a. 組織が事業展開している国 の数、組織が重要な事業所を有している国、報告書中に記載しているテーマに特に関連のある国 の名称	▶ 海外保険事業
102-5*	G4-7	a. 組織の所有形態や法人格の形態	▶ 企業概要
102-6*	G4-8	<p>a. 参入市場（次の事項を含む）</p> <p>i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所</p> <p>ii. 参入セクター</p> <p>iii. 顧客および受益者の種類</p>	▶ グループ事業
102-7*	G4-9	<p>a. 組織の規模（次の事項を含む）</p> <p>i. 総従業員数</p> <p>ii. 総事業所数</p> <p>iii. 純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について）</p> <p>iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について）</p> <p>v. 提供する製品、サービスの量</p> <p>a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別、男女別の総従業員数</p> <p>b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別、地域別の総従業員数</p> <p>c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別、男女別の総従業員数</p> <p>d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述。</p> <p>e. 開示項目102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する雇用数に著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）があれば報告する。</p> <p>f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める）</p>	<p>▶ 企業概要</p> <p>▶ 統合レポート2019 P.38-40 (財務・ESGハイライト) (</p> <p>PDF/6,394KB)</p>
102-8*	G4-10	a. 組織のサプライチェーンの記述。組織の	▶ グループの従業員の数

102- 9*	G4-12	活動、主要なブランド、製品、サービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バリューチェーン
102- 10*	G4-13	<p>a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して発生した重大な変更。例えば、i. 所在地または事業所の変更（施設の開設や閉鎖、拡張を含む）</p> <p>ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合）</p> <p>iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選択や終了を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ グループ事業 ▶ 第9期 有価証券報告書・確認書・内部統制報告書P.7（第一部【企業情報】第1【企業の概況】4【関係会社の状況】） (PDF/3,408KB)
102- 11*	G4-14	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ トップコミットメント ▶ マネジメント体制 ▶ 社会への宣言イニシアティブへの参画 ▶ 重点課題1 防災・減災への取組み ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ 気候変動への取組み
102- 12*	G4-15	a. 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものの一覧。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会への宣言イニシアティブへの参画 ▶ C S Rの考え方 ▶ 気候変動への取組み
102- 13*	G4-16	a. 業界団体その他の協会、または国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格の一覧	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会への宣言イニシアティブへの参画
戦略			
102- 14*	G4-1	a. 組織と持続可能性の関連性、および持続可能性に取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	<ul style="list-style-type: none"> ▶ トップコミットメント ▶ SDGs時代のS O M P O ホールディングスグループの価値創造ストーリー
102- 15	G4-2	a. 主要な影響、リスク、機会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ トップコミットメント ▶ 気候変動への取組み ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR重要課題（グル

倫理と誠実性

102-16*	G4-56	a. 組織の価値観、理念および行動基準・規範についての記述 a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為、合法行為や組織の誠実性について求められる助言を提供する制度 ii. 非倫理的行為または違法行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報に対処する制度	▶ グループ経営理念 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
---------	-------	---	---------------------------------------

ガバナンス

102-18*	G4-34	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス組織の委員会を含む。 b. 経済、環境、社会的テーマに関する意思決定に責任を負っている委員会	▶ マネジメント体制 ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-19	G4-35	a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会的テーマに関して権限委譲を行うプロセス	▶ マネジメント体制
102-20	G4-36	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会的テーマの責任者として任命しているか b. その地位にある者が、最高ガバナンス組織の直属となっているか	▶ マネジメント体制
102-21	G4-37	a. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会的テーマについて協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織への結果のフィードバックをどのように行っているか	▶ マネジメント体制
		a. 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成。次の項目別に報告する。 i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス組織における任期	▶ マネジメント体制 ▶ 主要ESGデータ（ガバナンス）

102-	G4-38	iv. 構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低いグループのメンバー vii. 経済、環境、社会的テーマに関する能力 viii. ステークホルダーの代表	に関する情報) ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-	G4-39	a. 最高ガバナンス組織の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由	▶ マネジメント体制 ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-	G4-40	a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス b. 最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準。次の事項を含む。 i. ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか iv. 経済、環境、社会的テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか	▶ マネジメント体制 ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-	G4-41	a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス組織が行っているプロセス b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか、また最低限、次の事項を開示しているか i. 役員会メンバーの相互就任 ii. サプライヤーその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii. 支配株主の存在 iv. 関連当事者の情報	▶ マネジメント体制 ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-	G4-42	a. 経済、環境、社会的テーマに関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス組織と役員が果たす役割	▶ マネジメント体制

102- 27	G4-43	a. 経済、環境、社会的テーマに関する最高ガバナンス組織の集合的知見を発展・強化するために講じた対策 a. 経済、環境、社会的テーマに関する最高ガバナンス組織のガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c. 当該評価が自己評価であるか否か d. 経済、環境、社会的テーマに関する最高ガバナンス組織のガバナンスに関わるパフォーマンス評価に対応して講じた措置。少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を記載する。	▶ マネジメント体制 ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102- 28	G4-44	a. 経済、環境、社会的テーマ、およびその影響、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割。デューデリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含む。 b. 最高ガバナンス組織による経済、環境、社会的テーマ、およびその影響、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102- 29	G4-45	a. 経済、環境、社会的テーマに関するリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に、最高ガバナンス組織が担う役割	▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102- 30	G4-46	a. 経済、環境、社会的テーマおよびその影響、リスク、機会に関して最高ガバナンス組織が行うレビューの頻度	▶ マネジメント体制
102- 31	G4-47	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルなテーマが取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	▶ マネジメント体制
102- 32	G4-48	a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するために設けられているプロ	▶ マネジメント体制
102- 33	G4-49		▶ マネジメント体制 ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書

		a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重要な懸念事項の対処、解決のために使われた手段	▶ コーポレート・ガバナンス ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-34	G4-50	a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬について報告する。 i. 固定報酬と変動報酬（パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む） ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付（最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む） b. 報酬方針のパフォーマンス基準が、最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているか	▶ 主要ESGデータ（ガバナンスに関する情報） ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ 統合レポート2019 P.82-85（コーポレートガバナンス SOMPOホールディングスの役員報酬制度）(▶ PDF/6,394KB) ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-35	G4-51	a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織の間にこの他の関係がある場合には、そのような関係	▶ 主要ESGデータ（ガバナンスに関する情報） ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ 統合レポート2019 P.82-85（コーポレートガバナンス SOMPOホールディングスの役員報酬制度）(▶ PDF/6,394KB) ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-36	G4-52	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案に関する投票結果	▶ 主要ESGデータ（ガバナンスに関する情報） ▶ コーポレート・ガバナンス ▶ 統合レポート2019 P.82-85（コーポレートガバナンス SOMPOホールディングスの役員報酬制度）(▶ PDF/6,394KB) ▶ コーポレート・ガバナンス報告書
102-37	G4-53		

		a. 組織の重要事業所が所在するそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要ESGデータ（ガバナンスに関する情報） ▶ 統合レポート2019 P.82-85（コーポレートガバナンス SOMPOホールディングスの役員報酬制度）（PDF/6,394KB） ▶ 第9期 有価証券報告書・確認書・内部統制報告書P.9（第一部【企業情報】第1【企業の概況】5【従業員の状況】(2)提出会社の状況）（PDF/3,408KB）
102-38	G4-54	a. 組織の重要事業所が所在するそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要ESGデータ（ガバナンスに関する情報） ▶ 統合レポート2019 P.82-85（コーポレートガバナンス SOMPOホールディングスの役員報酬制度）（PDF/6,394KB） ▶ 第9期 有価証券報告書・確認書・内部統制報告書P.9（第一部【企業情報】第1【企業の概況】5【従業員の状況】(2)提出会社の状況）（PDF/3,408KB）
102-39	G4-55	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
102-40*	G4-24	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要ESGデータ（社会側面に関する情報）
102-41*	G4-11	a. 組織がエンゲージメントするステークホルダーを特定・選定する基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
102-42*	G4-25	a. ステークホルダー・エンゲージメントを行うための組織のアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度を含む。また、行ったエンゲージメントが、特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主要ESGデータ（社会側面に関する情報） ▶ アセットマネジメント事業を通じたESG投資
102-43*	G4-26/PR5		

ステークホルダー・エンゲージメント

102-40*	G4-24	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
102-41*	G4-11	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要ESGデータ（社会側面に関する情報）
102-42*	G4-25	a. 組織がエンゲージメントするステークホルダーを特定・選定する基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
102-43*	G4-26/PR5	a. ステークホルダー・エンゲージメントを行うための組織のアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度を含む。また、行ったエンゲージメントが、特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主要ESGデータ（社会側面に関する情報） ▶ アセットマネジメント事業を通じたESG投資

▶ 主な取組み（株主・投資家）

- 102-
44* G4-27/PR5
- a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念。次の事項を含む。
 - i. 組織がそれにどう対応したか（報告を行って対応したものも含む）
 - ii. 主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ
- ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
- ▶ グループCSR重要課題（グループCSR重点課題ごとの主な取組み内容）

報告実務

- 102-
45* G4-17
- a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体の一覧
 - b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか
- ▶ グループ事業
- ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織）
- ▶ 統合レポート2019 P.159-161（コーポレートデータ当社および子会社等の概況）
PDF/6,394KB
- 102-
46* G4-18
- a. 報告書の内容およびテーマのバウンダリーを確定するためのプロセスの説明
 - b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかの説明
- ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織）
- ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
- 102-
47* G4-19
- a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルなテーマの一覧
- ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
- 102-
48* G4-22
- a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由
- 該当はありません。
- 102-
49* G4-23
- a. マテリアルなテーマおよびテーマのバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更
- 該当はありません。
- 102-
50* G4-28
- a. 提供情報の報告期間
- ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象期間）
- 102-
51* G4-29
- a. 最新の発行済報告書の日付（該当する場合）
- ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（CSRコミュニケーションレポートの公表時期）
- 102-
52* G4-30
- a. 報告サイクル
- ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（CSRコミュニケーションレポートの公表頻度）
- 102-
G4-31
- a. 報告書またはその内容に関する質問の窓
- ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（企画・編集・お問

102-
54* G4-32-a

- a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張
 - i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成した。」
 - ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成した。」

▶ S O M P O ホールディングスホームページ「CSR」の内容と「CSRコミュニケーションレポート2019」は、GRI(Global Reporting Guideline)スタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されています。

102-
55* G4-32-b

- a. GRIの内容索引（使用した各GRIスタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示項目を一覧表示する）
- b. 内容索引には、各開示項目について次の情報を含める。
 - i. 開示項目の数（GRIスタンダードに従って開示した項目について）
 - ii. 報告書上またはその他の公開資料の中で、該当の情報が掲載されているページ番号またはURL
 - iii. 必要とされる情報開示の省略が認められていて開示できない場合の非開示根拠（該当する場合）

本ページが内容索引です。

▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（情報発信にあたり参考としたガイドラインなど）

102-
56* G4-32-c/33

- a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明
- b. 報告書が外部保証を受けている場合、
 - i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠（サステナビリティ報告書に添付する保証報告書上に記載がない場合）。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める。
 - ii. 組織と保証提供者の関係
 - iii. 最高ガバナンス組織または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか

社会・環境に関する一部定量データについて、第三者機関より保証を受けています。

▶ 第三者機関による保証

マネジメント手法

- a. 項目がマテリアルである理由の説明
- b. マテリアルなテーマのバウンダー。次

▶ CSRに関する情報発信の全体

	G4-	の記述を含む。	像と方針（報告対象組織）
103-1	20/21/DMA-a	i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。	▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR-KPI ▶ グループCSR重要課題（グループCSR重点課題ごとの主な取組み内容）
		a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明 b. マネジメント手法の目的に関する声明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明	▶ CSRの考え方 ▶ マネジメント体制
103-2	G4-DMA-b	i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）	▶ グループCSR重要課題（グループCSR重点課題ごとの主な取組み内容）
		a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	▶ マネジメント体制 ▶ グループCSR重要課題（グループCSR重点課題ごとの主な取組み内容） ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主要ESGデータ ▶ 第三者意見 ▶ 第三者機関による保証

経済

開示事項番号	開示事項の内容		掲載ページ（または、省略理由）
GRI スタンダード	G4ガイドライン		

経済パフォーマンス

		a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。 i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。	▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR-KPI ▶ グループCSR重要課題（グループCSR重点課題ごとの主な取組み内容）
103-1	G4-20/21/DMA-a	a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明 b. マネジメント手法の目的に関する声明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）	▶ CSRの考え方 ▶ マネジメント体制 ▶ グループCSR重要課題（グループCSR重点課題ごとの主な取組み内容）
103-2	G4-DMA-b	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	▶ マネジメント体制 ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
103-3	G4-DMA-c	a. 創出、分配した直接的経済価値（発生主義ベースによる）。これには、組織の全世界の事業所について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する。 i. 創出した直接的経済価値: 収益 ii. 分配した経済価値: 事業コスト、従業員給与と福利、資本提供者に対する支払い、政府に対する支払い（国別）、コミュニティ	▶ 財務データ ▶ 主要ESGデータ（ガバナンスに関する情報） ▶ 統合レポート2019 P.38-40（財務・ESGハイライト）（  PDF/6,394KB） ▶ 第9期 有価証券報告書・確認
201-1	G4-EC1		

201-
2 G4-EC2

- への投資
- iii. 留保している経済価値：「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの
- b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する。
- a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。報告には、次の事項を含めること。
- i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類
 - ii. リスクと機会に関連する影響の記述
 - iii. リスクと機会の財務上の影響で、措置を講じる前に生じていたもの
 - iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法
 - v. リスクと機会をマネジメントするために講じた措置のコスト

201-
3 G4-EC3

- a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかっている場合、その債務の推定額。
- b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合
- i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーする割合の推定値
 - ii. 当該推定値の算出基礎
 - iii. 推定値の算出時期
- c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が完全補償の状態がない場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する。
- d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める比率
- e. 退職金積立制度への参加レベル（義務的

書・内部統制報告書 P.2-3第一部【企業情報】第1 【企業の概況】1 【主要な経営指標等の推移】(PDF/3,408KB)

- ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
- ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
- ▶ 気候変動への取組み
- ▶ S O M P O ホールディングスグループの気候変動への取組みの進化
- ▶ 主な取組み（取引先－気候変動の「緩和」に向けた取組み）
- ▶ 主な取組み（地域社会－気候変動の「適応」に向けた取組み）
- ▶ 主な取組み（代理店－気候変動の「緩和」に向けた取組み）
- ▶ 第三者機関による保証

情報の入手が困難です。
情報を収集、分析し、情報開示に向けて取り組んでまいります。

		参加か任意制度か、地域的制度か国の制度 か、経済的影響があるものか、など)
201- 4	G4-EC4	<p>a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った財務援助の総額。報告には次の項目を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 減税および税額控除 ii. 補助金 iii. 投資奨励金、研究開発（R&D）助成金、その他関連助成金 iv. 賞金 v. 特許権等使用料免除期間 vi. 輸出信用機関（ECA）からの財務援助 vii. 金銭的インセンティブ viii. その他、事業所が政府から受け取った財務利益、または受け取る予定の財務利益 <p>b. 201-4-aの情報の国別内訳</p> <p>c. 組織の株式保有構造における政府出資の有無、出資割合</p>

間接的な経済的影響

		a. 項目がマテリアルである理由の説明	▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織）
103- 1	G4- 20/21/DMA- a	<p>b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。 	▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
103- 2	G4-DMA-b	<p>a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明</p> <p>b. マネジメント手法の目的に関する声明</p> <p>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト 	▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ 重点課題4 よりよいコミュニケーション・社会づくり ▶ CSRの考え方 ▶ マネジメント体制

		ト、プログラム、イニシアティブなど)
103-3	G4-DMA-c	<p>a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容 <p>▶ マネジメント体制 ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ ステークホルダー・エンゲージメント</p>
203-1	G4-EC7	<p>a. 重要なインフラ投資や支援サービスを開いた範囲。</p> <p>b. コミュニティや地域経済に与えている影響、または与えると思われる影響。プラスとマイナス双方の影響を含む（該当する場合）。</p> <p>c. 当該投資、サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する。</p> <p>▶ 主要ESGデータ（ガバナンスに関する情報） ▶ 重点課題4 よりよいコミュニティ・社会づくり ▶ 主な取組み（株主・投資家－事業を通じたコミュニティ・社会への貢献） ▶ 主な取組み（NPO/NGO－文化・芸術を通じたコミュニティ・社会への貢献） ▶ 主な取組み（地域社会－コミュニティ・社会とのつながり） ▶ 主な取組み（地域社会－文化・芸術を通じたコミュニティ・社会への貢献）</p>
203-2	G4-EC8	<p>a. 組織が与える著しい間接的な経済的影響（プラスおよびマイナス）と特定された事例</p> <p>b. 外部のベンチマークやステークホルダーの優先事項（国内および国際的な基準、協定、政策課題など）を考慮した場合の間接的な経済的影響の「著しさ」</p> <p>▶ 気候変動への取組み ▶ 主な取組み（地域社会－気候変動の「適応」に向けた取組み） ▶ 主な取組み（株主・投資家－さまざまな環境問題の解決を目指した取組み）</p>

腐敗防止

		a. 項目がマテリアルである理由の説明
103-1	G4-20/21/DMA-a	<p>b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 <p>c. バウンダリーに関する特定の制約事項。</p> <p>▶ CSRを通じた企業価値向上 ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス</p>

		<ul style="list-style-type: none"> a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明 b. マネジメント手法の目的に関する声明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 <ul style="list-style-type: none"> i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）
103-2	G4-DMA-b/SO11	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コンプライアンス ▶ ビジネスのグローバルな展開
103-3	G4-DMA-c	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 <ul style="list-style-type: none"> i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容
205-1	G4-SO3	<ul style="list-style-type: none"> a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業の総数と比率 b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク <p>情報の入手が困難です。 情報収集し、分析、情報開示に向けて取り組んでまいります。</p>
205-2	G4-SO4	<ul style="list-style-type: none"> a. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の通達を行った者の総数と比率(地域別に) b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の通達を行った者の総数と比率(従業員区分別、地域別に) c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について通達を行った者の総数と比率(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する。 d. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率を、地域別に報告する。 e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率(従業員区分別、地

		域別に)
205- 3	G4-SO5	<p>a. 確定した腐敗事例の総数と性質</p> <p>b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数</p> <p>c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数</p> <p>d. 報告期間内に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果</p>

環境

開示事項番号	GRI スタ ンダ ード	G4ガイドラ イン	開示事項の内容	掲載ページ（または、省略理由）

原材料

- | | | |
|-----------|------------------------|--|
| 103-
1 | G4-
20/21/DMA-
a | <p>a. 項目がマテリアルである理由の説明</p> <p>b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。 <p>a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明</p> <p>b. マネジメント手法の目的に関する声明</p> <p>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 方針 |
|-----------|------------------------|--|

- ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織）
- ▶ CSRを通じた企業価値向上
- ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
- ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標）
- ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
- ▶ 気候変動への取組み
- ▶ ステークホルダー・エンゲージメント

- ▶ CSRの考え方
- ▶ マネジメント体制

2	b/EN34	<ul style="list-style-type: none"> ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど） 	<p>▶ 重点課題3 地球環境問題への対応</p>
103-3	G4-DMA-c	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 <ul style="list-style-type: none"> i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マネジメント体制 ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
301-1	G4-EN1	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または量の合計。次の分類により報告する。 <ul style="list-style-type: none"> i. 使用した再生不能原材料 ii. 使用した再生可能原材料 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報） ▶ 主な取組み（取引先－気候変動の「緩和」に向けた取組み）
301-2	G4-EN2	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の比率 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
301-3	G4-EN28	<ul style="list-style-type: none"> a. リユース・リサイクルされた製品と梱包材の比率。製品区分別に報告する。 b. 本開示項目のデータ収集方法 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）

エネルギー

103-1	G4-20/21/DMA-a	<ul style="list-style-type: none"> a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。 <ul style="list-style-type: none"> i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ CSRを通じた企業価値向上 ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ 気候変動への取組み ▶ S O M P O ホールディングスグループの気候変動への取組みの進化 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
-------	----------------	---	---

- a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明
 b. マネジメント手法の目的に関する声明
 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明
 i. 方針
 ii. コミットメント
 iii. ゴールおよびターゲット
 iv. 責任
 v. 経営資源
 vi. 苦情処理制度
 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアチブなど）
- ▶ CSRの考え方
 ▶ マネジメント体制
 ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
- a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。
 i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み
 ii. マネジメント手法の評価結果
 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容
- ▶ マネジメント体制
 ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標）
 ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
 ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
- a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（キロ、メガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する。
 b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位による）。使用した燃料の種類も記載する。
 c. 下記の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による）。
 i. 電力消費量
 ii. 暖房消費量
 iii. 冷房消費量
 iv. 蒸気消費量
- ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
- d. 下記の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による）。
 i. 販売した電力
 ii. 販売した暖房
 iii. 販売した冷房

		<ul style="list-style-type: none"> iv. 販売した蒸気 e. 組織内におけるエネルギー総消費量（ジユールまたはその倍数単位による）。 f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール。 g. 使用した変換係数の情報源。 	
302-2	G4-EN4	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織外で消費したエネルギー（ジユールまたはその倍数単位（キロ、メガなど）による）。 b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール。 c. 使用した変換係数の情報源。 	▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
302-3	G4-EN5	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織のエネルギー原単位 b. 比率計算のため選択した組織固有の値（分数の分母） c. 原単位に含まれるエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気またはこのすべて） d. その比率計算に使用したのは、組織内消費エネルギー、組織外消費エネルギー、もしくはこの両者であるか 	▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
302-4	G4-EN6	<ul style="list-style-type: none"> a. エネルギー消費の削減および効率化の取り組みによる直接的な結果としてエネルギー消費量が削減できた場合、その削減量（ジユールまたはその倍数単位（キロ、メガなど）による）。 b. 削減したエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこの全部） c. エネルギー消費削減量の算出に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の論理的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 	▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
302-5	G4-EN7	<ul style="list-style-type: none"> a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間内におけるエネルギー削減量（ジユールまたはその倍数単位（キロ、メガなど）による）。 b. エネルギー消費削減量の算出に使用した基準（基準年、基準値など）、および基準選定の論理的根拠 	▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）

- c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

生物多様性

		a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。 i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ CSRを通じた企業価値向上 ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ 気候変動への取組み ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
103-1	G4-20/21/DMA-a	a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明 b. マネジメント手法の目的に関する声明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSRの考え方 ▶ マネジメント体制 ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
103-2	G4-DMA-b/EN34	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ マネジメント体制 ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
103-3	G4-DMA-c	a. 保護地域および保護地域外で生物多様性価値の高い地域の内部や隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトについての以下の情報。	

304-
1 G4-EN11

- i. 地理的な場所
- ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地
- iii. 保護地域（保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域）または保護地域外で生物多様性価値の高い地域との位置関係
- iv. 事業形態（事務所、製造・生産、採掘）
- v. 事業敷地の面積（原則km²で表記。他の単位も可）
- vi. 当該保護地域や保護地域外で生物多様性価値の高い地域の属性（陸上、淡水域、あるいは海洋における生態系）の特徴から見た生物多様性の価値
- vii. 保護地域登録されたリスト（IUCN保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内規制など）の特徴から見た生物多様性の価値

該当はありません。

304-
2 G4-EN12

- a. 次の各項目が、生物多様性に直接的、間接的に与える著しい影響の性質
 - i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用
 - ii. 汚染（生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも）
 - iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入
 - iv. 種の減少
 - v. 生息地の改変
 - vi. 生態学的プロセスの変化（塩分濃度、地下水位変動など）で、自然増減の範囲を超えるもの
- b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響（次の項目に関連して記述する）
 - i. 影響を受ける生物種
 - ii. 影響を受ける地域の範囲
 - iii. 影響を及ぼす期間
 - iv. 影響の可逆性、不可逆性

▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
▶ 主な取組み（NPO/NGO－生物多様性保全の取組み）

304-
3 G4-EN13

- a. すべての生息地保護地域、復元地域の規模と所在地。外部の独立系専門家が、復元措置の成功を認定しているか否か。
- b. 組織が復元や保護措置を監督・実施した場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナー

▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
▶ 主な取組み（NPO/NGO－生

		<p>シップの有無。</p> <p>c. 各地域の現状。報告期間終了時の状態。</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件。</p>	物多様性保全の取組み
304-4	G4-EN14	<p>a. IUCNレッドリストならびに国内保全種リストの対象生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数。次の絶滅危惧レベル別に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 絶滅危惧IA類 (CR) ii. 絶滅危惧IB類 (EN) iii. 絶滅危惧II類 (VU) iv. 準絶滅危惧 (NT) v. 軽度懸念 	該当はありません。
大気への排出			
103-1	G4-20/21/DMA-a	<p>a. 項目がマテリアルである理由の説明</p> <p>b. マテリアルなテーマのパウンダー。次の記述を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. パウンダーに関する特定の制約事項。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ CSRを通じた企業価値向上 ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ 気候変動への取組み ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
103-2	G4-DMA-b/EN34	<p>a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明</p> <p>b. マネジメント手法の目的に関する声明</p> <p>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど） <p>a. 組織によるマネジメント手法の評価方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSRの考え方 ▶ マネジメント体制 ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ マネジメント体制 ▶ グループCSR-KPI（重要業績

		<p>法。次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容 	<p>評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）
103-3	G4-DMA-c	<p>a. 直接的（スコープ1）GHG排出量の総計（CO2換算値（t-CO2）による）。</p> <p>b. 計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、または全部）</p> <p>c. 生物由来のCO2排出量（CO2換算値（t-CO2）による）。</p> <p>d. 該当する場合、計算の基準年（以下の項目を含める）</p> <ul style="list-style-type: none"> i. その基準年を選択した根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、経営管理）</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p> <p>a. 口ケーション基準の間接的（スコープ2）GHG排出量の総計（CO2換算値（t-CO2）による）。</p> <p>b. あてはまる場合には、マーケット基準の間接的（スコープ2）GHG排出量の総計（CO2換算値（t-CO2）による）。</p> <p>c. データがある場合には、総計算に用いたガス（CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、または全部）。</p> <p>d. 該当する場合、計算の基準年（以下の項目を含める）。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. その基準年を選択した根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 統合レポート2019 P.38-40（財務・ESGハイライト）（PDF/6,394KB） ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報） ▶ 第三者機関による保証
305-1	G4-EN15		
305-2	G4-EN16		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 統合レポート2019 P.38-40（財務・ESGハイライト）（PDF/6,394KB） ▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報） ▶ 第三者機関による保証

305- 3 G4-EN17

- の排出量を再計算することになった場合は、その経緯
- e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP情報源の出典
 - f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、経営管理）
 - g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

- a. その他の間接的（スコープ3）GHG排出量の総計（CO₂ 換算値（t-CO₂）による）
- b. データがある場合には、総計計算に用いたガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、または全部）
- c. 生物由来のCO₂ 排出量（CO₂ 換算値（t-CO₂）による）
- d. 計算に用いたその他の間接的（スコープ3）GHG排出量の区分と活動。
- e. 該当する場合、計算の基準年および
 - i. その基準年を選択した根拠
 - ii. 基準年における排出量
 - iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯
- f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP情報源の出典
- g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

▶ 統合レポート2019 P.38-40

（財務・ESGハイライト）（

PDF/6,394KB）

▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）

▶ 第三者機関による保証

305- 4 G4-EN18

- a. 組織のGHG排出原単位
 - b. 比率計算のため選択した組織固有の値（分数の分母）
 - c. 原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的（スコープ1）、間接的（スコープ2）、その他の間接的（スコープ3）。
 - d. 計算に用いたガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはこの全部）
- a. 排出量削減活動を実施した結果、直接的な成果として達成したGHG排出削減量（CO₂ 換算値（t-CO₂）による）。

▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）

		b. 計算に用いたガス (CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、または全部)	▶ 統合レポート2019 P.38-40 (財務・ESGハイライト) (PDF/6,394KB)
305-5	G4-EN19	c. 基準年または基準値、およびそれを選択した根拠	▶ 主要ESGデータ (環境側面に関する情報)
		d. GHG排出量削減となったスコープ。直接的 (スコープ1)、間接的 (スコープ2)、その他の間接的 (スコープ3) のいずれか	▶ 第三者機関による保証
		e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	
		a. ODSの生産量、移入量、移出量 (CFC-11 (トリクロロフルオロメタン) 換算値による)。	
305-6	G4-EN20	b. 計算に用いた物質	該当はありません。
		c. 使用した排出係数の情報源	
		d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	
		a. 次の各物質の重大な大気排出の量 (キログラムまたはその倍数単位 (トンなど) による)。	
		i. NOX	
		ii. SOX	
		iii. 残留性有機汚染物質 (POP)	
305-7	G4-EN21	iv. 挥発性有機化合物 (VOC)	該当はありません。
		v. 有害大気汚染物質 (HAP)	
		vi. 粒子状物質 (PM)	
		vii. この他、関連規制で定めている標準の大気排出区分	
		b. 使用した排出係数の情報源	
		c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	

環境コンプライアンス

		a. 項目がマテリアルである理由の説明	▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針 (報告対象組織)
		b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。	▶ CSRを通じた企業価値向上
		i. どこで影響 (インパクト) が発生するか	▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
		ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直	▶ グループCSR-KPI (重要業績評価指標)
103-1	G4-20/21/DMA-a		▶ 重点課題3 地球環境問題への対応

		<p>a. 接続がついたか否か。</p> <p>c. バウンダリーに関する特定の制約事項。</p>	<p>▶ 気候変動への取組み</p> <p>▶ ステークホルダー・エンゲージメント</p>
103-	G4-DMA- 2 b/EN34	<p>a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明</p> <p>b. マネジメント手法の目的に関する声明</p> <p>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアチブなど） 	<p>▶ CSRの考え方</p> <p>▶ マネジメント体制</p> <p>▶ 重点課題3 地球環境問題への対応</p>
103- 3	G4-DMA-c	<p>a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容 	<p>▶ マネジメント体制</p> <p>▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標）</p> <p>▶ 重点課題3 地球環境問題への対応</p> <p>▶ ステークホルダー・エンゲージメント</p> <p>▶ 主要ESGデータ（環境側面に関する情報）</p>
307- 1	G4-EN29	<p>a. 環境法規制の非遵守で被った高額の罰金や罰金以外の制裁措置（下記の観点による）</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 高額罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 <p>b. 法規制に対して組織の違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。</p>	該当はありません。

社会



開示事項の内容	掲載ページ（または、首筋理由）
スタンダード	G4ガイドライン

研修および教育

- a. 項目がマテリアルである理由の説明
 b. マテリアルなテーマのパウンダー。次の記述を含む。
 i. どこで影響（インパクト）が発生するか
 ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。
 c. パウンダーに関する特定の制約事項。
- ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織）
 ▶ CSRを通じた企業価値向上
 ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
 ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標）
 ▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発
 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
- a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明
 b. マネジメント手法の目的に関する声明
 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明
 i. 方針
 ii. コミットメント
 iii. ゴールおよびターゲット
 iv. 責任
 v. 経営資源
 vi. 苦情処理制度
 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）
- ▶ CSRの考え方
 ▶ 人事戦略
 ▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発
 ▶ ダイバーシティ＆インクルージョン
- a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。
 i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み
 ii. マネジメント手法の評価結果
 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容
- ▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発
 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
- a. 報告期間内に、組織の従業員が受講した研修の平均時間（次の内訳による）
 i. 性別
 ii. 従業員区分
- 情報の入手が困難です。
 情報を収集、分析し、情報開示に向けて取り組んでまいります。

		a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、範囲や、提供した支援 b. 繼続的な雇用適性を促がすために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了マネジメント	▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ 主な取組み（社員一人材育成を通じた強い組織づくり）
404-2	G4-LA10	a. 報告期間内に、業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別に）	▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ 主な取組み（社員一人材育成を通じた強い組織づくり）
多様性と機会均等			
103-1	G4-20/21/DMA-a	a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。 i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。	▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ CSRを通じた企業価値向上 ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
103-2	G4-DMA-b/LA16	a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明 b. マネジメント手法の目的に関する声明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアチブなど）	▶ CSRの考え方 ▶ 人事戦略 ▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発
103-3	G4-DMA-c	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主要ESGデータ（社会側面に関する情報）

		a. 組織のガバナンス組織に属する個人で、次の多様性区分に該当する者の比率。 i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳～50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他の多様性指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）	▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ 主要ESGデータ（社会側面に関する情報）
405-1	G4-LA12	b. 次の多様性区分の従業員区分ごとの従業員の比率。 i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳～50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他の多様性指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）	
405-2	G4-LA13	a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率（従業員区分別、主要事業拠点別）。 b. 「主要事業拠点」の定義。	情報の入手が困難です。 情報を収集、分析し、情報開示に向けて取り組んでまいります。

人権評価

		a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。 i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。	▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ CSRを通じた企業価値向上 ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主な取組み（社員－人間尊重への取組み）
103-1	G4-20/21/DMA-a	a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明 b. マネジメント手法の目的に関する声明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット	▶ CSRの考え方 ▶ 人事戦略 ▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ 主な取組み（社員－人間尊重への取組み）
103-2	G4-DMA-b/HR12		

		iv. 責任	▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主な取組み（社員一人間尊重への取組み）
103-3	G4-DMA-c	v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど） a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	▶ 重点課題5 ダイバーシティの推進・啓発 ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ 主な取組み（社員一人間尊重への取組み）
412-1	G4-HR9	a. 人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率（国別に）	情報の入手が困難です。 情報を収集、分析し、情報開示に向けて取り組んでまいります。
412-2	G4-HR2	a. 業務に関わる人権面に関する組織方針や手順について、報告期間中に従業員研修を行った総時間 b. 業務に関わる人権面に関する組織方針や手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員数の比率	▶ 主要ESGデータ（ガバナンスに関する情報） ▶ 主な取組み（社員一人間尊重への取組み）
412-3	G4-HR1	a. 重要な投資契約で、人権条項を含むもの、または人権観点による審査を受けたものの総数と比率 b. 「重要な投資契約」の定義	情報の入手が困難です。 情報を収集、分析し、情報開示に向けて取り組んでまいります。

地域コミュニティ

		a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのパウンダー。次の記述を含む。 i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. パウンダーに関する特定の制約事項。	▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ CSRを通じた企業価値向上 ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標） ▶ 重点課題3 地球環境問題への対応 ▶ 重点課題4 よりよいコミュニティ・社会づくり ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
103-1	G4-20/21/DMA-a		

		a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明	
		b. マネジメント手法の目的に関する声明	▶ CSRの考え方
		c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明	▶ マネジメント体制
103-	G4-DMA-	i. 方針	▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
2	b/SO11	ii. コミットメント	▶ 重点課題4 よりよいコミュニティ・社会づくり
		iii. ゴールおよびターゲット	
		iv. 責任	
		v. 経営資源	
		vi. 苦情処理制度	
		vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）	
103-	G4-DMA-c	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。	▶ マネジメント体制
3		i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み	▶ グループCSR-KPI（重要業績評価指標）
		ii. マネジメント手法の評価結果	▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
		iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	▶ 重点課題4 よりよいコミュニティ・社会づくり
			▶ ステークホルダー・エンゲージメント
			▶ 主要ESGデータ（環境側面、社会側面に関する情報）
413-	G4-SO1	a. 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラム（次のものを活用したものなど）を実施したものの比率：	
1		i. 一般参加型アプローチに基づく社会影響評価（ジェンダー影響評価を含む）	▶ 重点課題3 地球環境問題への対応
		ii. 環境影響評価および継続的なモニタリング	▶ 重点課題4 よりよいコミュニティ・社会づくり
		iii. 環境および社会影響評価の結果の公開	▶ 主な取組み（NPO/NGO－交通事故防止の取組み）
		iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム	▶ 主な取組み（NPO/NGO－生物多様性保全の取組み）
		v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画	▶ 主な取組み（地域社会－CSR各種プログラムの評価）
		vi. 広範なコミュニティ協議委員会や各種プロセス（社会的弱者が参画するもの）	
		vii. 影響に対処するための労使協議会、職業安全衛生委員会、その他従業員代表機関	
		viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス	

		a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業（次の事項を含む）	
413-2	G4-SO2	i. 事業所の場所 ii. 事業の及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）	該当はありません。
顧客プライバシー			
		a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。 i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。	▶ CSRを通じた企業価値向上 ▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織） ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス
103-1	G4-20/21/DMA-a	a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明 b. マネジメント手法の目的に関する声明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）	▶ お客さま情報の保護
103-2	G4-DMA-b	a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	▶ お客さま情報の保護
103-3	G4-DMA-c	a. 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数（次の分類による）	

418-	G4-PR8	<ul style="list-style-type: none"> i. 外部の当事者から申立を受け、組織が公的に認めたもの ii. 規制当局による申立 b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数 c. 実証された不服申立が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい 	<p>▶ 主な取組み（お客さまー最高品質のサービスの提供に向けた取組み）</p>
社会経済コンプライアンス			
103-1	G4-20/21/DMA-a	<ul style="list-style-type: none"> a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのバウンダリー。次の記述を含む。 <ul style="list-style-type: none"> i. どこで影響（インパクト）が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係を通じて影響に直接結びついたか否か。 c. バウンダリーに関する特定の制約事項。 	<p>▶ CSRを通じた企業価値向上</p> <p>▶ CSRに関する情報発信の全体像と方針（報告対象組織）</p> <p>▶ グループCSR重点課題の特定プロセス</p>
103-2	G4-DMA-b/SO11	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織がそのテーマをどのようにマネジメントしているかの説明 b. マネジメント手法の目的に関する声明 c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 <ul style="list-style-type: none"> i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど） 	<p>▶ コンプライアンス</p> <p>▶ ビジネスのグローバルな展開</p>
103-3	G4-DMA-c	<ul style="list-style-type: none"> a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む。 <ul style="list-style-type: none"> i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネジメント手法の評価結果 iii. マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容 a. 社会経済分野の法律や規定の違反により受けた相当額以上の罰金および罰金以外の 	<p>▶ コンプライアンス</p>

制裁措置（次の事項に関して）

i. 相当額以上の罰金の総額

419- G4- 1 SO8/PR9	ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が皆無の場合 は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。 c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁 措置を受けた経緯	該当はありません。
-----------------------	---	-----------

金融サービス業 業種別の開示事項

開示事項 番号	開示事項の内容	掲載ページ（または、省略理由）
プロダクト・ポートフォリオ		
DMA	FS1 事業に適用される、特定の環境的・社会的因素を含む方針 FS2 事業における環境的・社会的リスクを評価し、スクリーニングする手続き FS3 契約や取引における顧客の環境的・社会的要求事項の履行や遵守の状況をモニタリングする手続き FS4 事業に適用される環境的・社会的方針や手続きに対する従業員の能力の向上 FS5 環境的・社会的側面のリスクと機会に関する、顧客・投資家・取引先との相互コミュニケーション	▶ CSRの考え方 ▶ マネジメント体制 ▶ グループCSR重点課題の特定プロセス ▶ ステークホルダー・エンゲージメント ▶ アセットマネジメント事業を通じたESG投資
FS6	特定の地域・市場規模・セクター別の、事業分野におけるポートフォリオに占める割合	▶ トップコミットメント
FS7	各事業分野で、特定の社会的便益を創出する目的で企画された商品やサービスの金額的価値	▶ 決算の状況 ▶ サステナブルな社会の実現に貢献する商品・サービス一覧
FS8	各事業分野で、特定の環境的便益を創出する目的で企画された商品やサービスの金額的価値	▶ 決算の状況 ▶ サステナブルな社会の実現に貢献する商品・サービス一覧
監査		

DMA	FS9 環境的・社会の方針やリスク評価手続きの実施を監査する範囲と頻度	▶ マネジメント体制
所有権の有効性		
DMA	FS12 報告組織が、議決権あるいは議決についてアドバイスをする権利を有する株式の環境的・社会的課題に適用される議決方針	▶ CSRの考え方
FS10	報告組織が、環境的・社会的課題について相互に関係したことのある会社のポートフォリオに占める割合と会社数	情報の入手が困難です。 取組みを進め、情報開示に向けて取り組んでまいります。
FS11	環境的・社会的側面のポジティブおよびネガティブ・スクリーニングを行っている資産の割合	情報の入手が困難です。 取組みを進め、情報開示に向けて取り組んでまいります。
地域コミュニティ		
FS13	過疎地や経済的弱者の居住地域におけるタイプ別のアクセスポイント	▶ 主な取組み（地域社会－気候変動の「適応」に向けた取組み） ▶ 主な取組み（地域社会－事業を通じたコミュニティ・社会への貢献）
FS14	社会的弱者のための金融サービスへのアクセス改善の率先取り組み	▶ 主な取組み（地域社会－気候変動の「適応」に向けた取組み） ▶ 主な取組み（地域社会－事業を通じたコミュニティ・社会への貢献）

第三者意見・第三者意見を受けて

 印刷

▼ SOMPOホールディングスグループのCSRへの取組みに対する第三者意見

▼ 第三者意見を受けて

SOMPOホールディングスグループのCSRへの取組みに対する第三者意見

IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]

代表者 兼 ソシオ・マネジメント編集発行人

川北 秀人 氏

IIHOE：「地球上のすべての生命にとって、民主的で調和的な発展のために」を目的に1994年に設立されたNPO。主な活動は市民団体・社会事業家のマネジメント支援だが、大手企業のCSR支援も多く手がける。

▶ <http://blog.canpan.info/iihoe/> □ (日本語のみ)



当意見は、SOMPOホールディングスのホームページ上のCSR関連ページの記載内容、および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントの小嶋社長、SOMPOホールディングスの保険金サービス企画部、ビジネスデザイン戦略部、CSR、損保ジャパン日本興亜の総務、人事の各部門の実務責任者または担当者へのヒアリングに基づいて執筆しています。

同社グループのCSRへの取組みは、重要な課題に対する戦略的な判断と実践に基づく統合的な推進体制が確立しつつあると言えます。

高く評価すべき点

- ・ トップ・マネジメントを含む、グループを挙げたCSR推進（「マネジメント体制」）について、グループ経営基本方針に「本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たす」旨を明記し、グループCSRビジョン、5つの重点課題と3つの重点アプローチ

を定め、KPIを設定して日常のマネジメントにおける実践に落とし込んでいること。グループCEO自らが「安心・安全・健康のテーマパーク」へのトランスフォーメーションとエコシステムを通じた価値創出へのコミットメントを明確にしていること。さらにSOMPOホールディングスおよび国内外の主要な連結会社に対して、環境・社会・ガバナンス(ESG)への取組みを確認するアンケートが2011年度から継続的に実施され、各社にCSR推進パーソンが任命されており、各社の現場での実践が「主な取組み」として紹介されていること。今後も、重点課題や社会的な成果による影響に基づいてKPIが適時改定・拡充されるとともに、1次・2次調達先への働きかけが進むことを引き続き期待します。

- 安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供（「主な取組み（お客さま）」）について、天候インデックス保険（気候変動の「適応」に向けた取組み）が2010年のタイでの開始以来、各国に相次いで展開され、農業保険のグローバル統合プラットフォームの開発・提供に結び付いていること、スマートフォンや通信機能付きドライブレコーダーにより収集された走行データの分析に基づくテレマティクス保険において安全運転度合いによる保険料割引を導入したこと、軽度認知障害(MCI)や認知症を補償する保険や介護離職を防止する保険などグループ横断的に認知症サポートプログラムを展開していること、地震等による建物・家財の倒壊・流出を100%補償する地震危険等上乗せ特約を全国で販売したこと、自治体による避難所開設等の発災に備えた初動対応早期化を促す防災・減災サービスなど、先駆的な商品を相次いで開発し、本業を通じた重点課題への取り組みが進められていること。今後は、同様の課題に直面する海外各国に、さらに積極的に商品やノウハウを提供するとともに、世界で最も高齢化が進む日本におけるモビリティ/アクセシビリティなど、人口や家族の構成の変化・多様性に配慮した開発や運用に引き続き期待するとともに、多様なリスクへの対応について知見を社会と共有する研究機関の設立に期待します。
- 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)や日本経団連自然保護協議会、企業市民協議会(CBCC)など、国内外の重要なイニシアティブ（「社会への宣言・イニシアティヴへの参画」）について、積極的に参画していること。特に、日本経団連の企業行動指針の改訂においても重要な役割を果たし、SDGs推進において中核的な役割を果たしていること。今後も、日本を代表する企業としてイニシアティブを発揮することを、強く期待します。

取組みの進捗を評価しつつ、さらなる努力を求める点

- 人権への取り組み（「CSRの考え方」）について、グループ人間尊重ポリシーに基づくグループ内の人権マテリアリティ評価を進め、従業員の健康・安全、長時間労働をはじめとする重点課題を特定したことを評価しつつ、今後は、損害保険の対象となる取引先の事業における人権リスクのデュー・ディリジェンスや負の影響の回避、発生時の救済について、保険事業者としての知見を存分に発揮できるよう、自社ならびに代理店の役職員対象の育成の機会が増えることを期待します。
- 保険金サービスについて、相次いだ自然災害に際して、RPAや音声認識システムを活用するなど迅速な保険金支払いを進めたこと、2007年度から「お客様の声白書」を発行し続けていること、対応の多言語化が進んでいることを評価しつつ、今後は、利用者にとって母国外での各種サービス利用時の対応の質的な向上も進められることに期待します。
- 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントによる資産運用（「特集2 ESG投資を通じた持続可能な社会・成長の実現」）について、先駆的にESGの観点を織り込み、海外の機関投資家からの信任が高まっていることを評価しつつ、今後は、課題先進国である日本の地域における課題解決に挑む企業を増やせるよう、地方金融機関とともに、ESGへの取り組みやSDGsへのコミットメントを促すことを期待します。
- 人的多様性を生かした組織づくり（「主な取組み（社員－ダイバーシティ&インクルージョン）」）について、国内外の主要ポストの職務評価に基づき、海外グループ共通の人事システムが導入され、育成プログラムも進化しながら積み重ねられていることを評価しつつ、今後は、グループ全体の長期の人的ポートフォリオ目標を明示し、未来の市場・経営環境に備える仮説を検証する研修など、グローバルに活躍する次世代の上級管理職層を育成する体制の拡充や、障碍者をはじめとする人的な少数者が相互に意見交換で

きるコミュニティの形成が促されることを、引き続き強く期待します。

- 従業員の健康の維持・向上と働き続けやすい職場づくり（「[主な取組み（社員－健康増進に資する取組み）](#)」）について、育児・介護・看護のための休職・短時間勤務や在宅勤務制度を利用する従業員の比率が13%に達していることを評価しつつ、今後は、勤続年数の男女差が合理的と言える水準まで縮小するよう、若い女性の疾患予防・体調管理を支援することを引き続き期待します。
- 紙の使用量の統合的な管理（「[主要 ESG データ\(環境側面に関する情報\)](#)」）について、さらなる業務の見直しにより前年度比10%減を実現したものの、15年度の水準を上回り続けていることから、今後も、生物多様性保全への取り組みを進めてきた企業だからこそ、環境負荷を低減する取り組み、特に紙の調達先における生物多様性などの保全も視野に入れて進められることを、強く求めます。
- 長期的な環境負荷の削減について、今後は、日本政府がパリ協定に際して掲げた、2030年までに温室効果ガス排出量（13年比）26%削減、特に同社が該当する「業務その他」部門の40%削減目標を早期に達成するために、再生可能エネルギーの自社導入や他社での導入支援をさらに積極的に進められることを引き続き期待します。

IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]

代表者 兼 ソシオ・マネジメント編集発行人

川北 秀人

第三者意見を受けて

グループCSR推進本部長

グループCOO兼グループCBO 取締役 代表執行役副社長

辻 伸治



集中豪雨の多発や台風の強大化など、気候変動問題が取り上げられる機会が増えています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が昨年10月に公表した「1.5°C特別報告書」において、早ければ2030年にも工業化以前からの気温上昇が1.5°Cに達することや農業や漁業、水不足、都市部のヒートアイランド現象など人々の生活環境に大きな影響を及ぼすことが報告され、世界に大きな衝撃を与えたしました。

今年6月に開催されたG20大阪サミットでは、気候変動・エネルギー問題が海洋プラスティックごみ問題とともにアジェンダとして取り上げられ、様々な主体が気候変動に対してアクションを起こすことがパラダイム・シフトを実現するための鍵になることが強調されています。

ビジネス界においても、金融安定理事会の「気候関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD）の提言を受け、情報開示によって投資家と企業の対話を促し、企業のイノベーションと脱炭素社会の実現を目指す動きが加速しています。

当社は、一昨年度TCFDへの賛同を表明し、今年度よりTCFDを踏まえた情報開示を開始しました。引き続き、「社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスを提供するソリューション・プロバイダー」として、ステークホルダーの声を受け止め、気候変動問題にしっかりと向き合い、将来世代が希望を持てる社会の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

川北様には2001年から「CSRコミュニケーションレポート」への第三者意見を執筆いただいております。執筆にあたっては、双方向の対話を重視するお考えのもと、各部門との対談などを通じてグループの取組みを深くご理解いただき、持続可能性の観点から様々なアドバイスを頂戴しており、深く感謝申し上げます。

今回は、自然災害の際にお客様に保険金をお届けする損保ジャパン日本興亜の保険金サービス業務での取組みや、現在開発中のAIを活用した災害に対する適応力を高める新たな取組みをテーマに対談いただきました。これまでには保険商品の特性上、「適応」に大きな期待をいたしましたが、「予防」の視点での新ビジネスや地域との協働など、大変貴重なご意見をいただきました。

また、昨年に引き続き実施した損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントとの対談は、長期投資家として持続可能な社会への貢献に関する興味深いものとなりました。ESGのうち、これまでの「E」（環境）に加えて、介護や地域等の「S」（社会）の視点での示唆をいただきました。

一方で今後の課題として、紙の使用量削減および調達時の生物多様性の考慮や再生可能エネルギーの導入といった環境負荷低減への取組み、人材競争力の強化や働き続けやすい職場づくりに向けた具体的なご提案、CSR-KPIのあり方についてもご意見をいただきました。改善に向けて一歩ずつ取組みを進めてまいります。

当社グループは、2020年度までの中期経営計画において、保険の枠にとどまらず、社会の中心である「人」の人生に寄り添い、デジタルテクノロジーなどのあらゆる先進技術を適切に活用し、社会的課題を解決していくとともに、ひとつなぎで支えていく「安心・安全・健康のテーマパーク」の実現を掲げ、今まさに取り組んでいます。今回の対談等で頂戴したご意見や得られた気づきをグループ経営に活かし、ステークホルダーからの期待に応えるべく取組みを加速してまいります。

社外からの評価

 印刷

当グループの取組みは、国内外の各種機関から高い評価をいただいています。また、当社は、以下のSRIインデックス（社会的責任投資指数）やSRIファンドの組入銘柄となっています。最近の主な受賞、評価を紹介します。

▼ 主な受賞 ▼ 主な評価

▼ 認定関連 ▼ インデックス（社会的責任投資指数）などへの組入れ

主な受賞

「第7回アジア太平洋高齢者ケア革新アワード(7th Asia Pacific Eldercare Innovation Awards)において「Global Ageing Influencer賞」を受賞

ホールディングス

当社は、アジア太平洋地域において高齢者ケアで優れた実績を上げている人物および事業会社を部門ごとに表彰する「第7回アジア太平洋高齢者ケア革新アワード」において、「Global Ageing Influencer」賞を受賞しました。

▶ 「第7回アジア太平洋高齢者ケア革新アワード」において「Global Ageing Influencer賞」を受賞( PDF/310KB)

「21世紀金融行動原則」最優良取組事例として「環境大臣賞総合部門特別賞」を受賞

アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントは、「損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称:ぶなの森）」において長期間に渡る先駆的な活動を評価され、「21世紀金融行動原則」の最優良取組事例として「環境大臣賞総合部門特別賞」を受賞しました。

- ▶ 「21世紀金融行動原則」最優良取組事例として「環境大臣賞総合部門特別賞」を受賞(PDF/626KB) [□](#)

(2019年3月)

第1回東京金融賞において「ESG投資部門」を受賞

ホールディングス

当社は、東京都が発表した「国際金融都市・東京」構想の柱として2018年度に創設された「東京金融賞」(主催：東京都)において、ESG投資部門を受賞しました。

- ▶ 「東京金融賞」のESG投資部門を受賞([PDF/105KB](#)) [□](#)

(2019年2月)

第3回「女性活躍パワーアップ大賞」において「大賞」を受賞

損害保険ジャパン日本興亜

損害保険ジャパン日本興亜は、公益財団法人日本生産性本部（ワーキングウーマン・パワーアップ会議）主催の「第3回女性活躍パワーアップ大賞」において、大賞を受賞しました。

- ▶ 第3回「女性活躍パワーアップ大賞」大賞の受賞(PDF/192KB) [□](#)

「CSRコンテンツ充実度ランキング2019」において第1位を獲得

ホールディングス

当社のCSRウェブコンテンツが、国内大手企業のCSRウェブサイトを評価する「CSRコンテンツ充実度ランキング2019」（主催：一般社団法人CSRコミュニケーション協会）において、昨年に引き続き2年連続で第1位を獲得しました。

- ▶ SOMPOホールディングスが「CSRコンテンツ充実度ランキング2019」において第1位を獲得([PDF/107KB](#))

(2019年1月)

Charlton Media Group「Insurance Asia Awards 2018」において、

損保ジャパン日本興亜

「新保険商品賞（日本）」と「デジタル保険イニシアティブ賞（日本）」を受賞

損保ジャパン日本興亜はCharlton Media Groupが主催する「Insurance Asia Awards 2018」において、防災・減災費用保険の取組みで「新保険商品賞（日本）」（New Insurance Product of the Year-Japan）、天候インデックス保険の取組みで「デジタル保険イニシアティブ賞（日本）」（Digital Insurance Initiative of the Year-Japan）を受賞しました。

主な評価

東洋経済新報社「CSR企業ランキング2019年版」の金融部門において、第1位 ホールディングス

東洋経済新報社「CSR企業ランキング2019年版」の全業種のCSR部門合計および金融部門において、第1位を獲得しました。

(2019年2月)

CDP（気候変動）アンケートにおいてAリストに選定

ホールディングス

世界の主要な機関投資家が各国の企業に気候変動への戦略や温室効果ガスの排出量の公表を要請する国際的なプロジェクト「CDP」の気候変動に関するアンケートで、Aリストに選定され、国内外の金融機関で最高ランクを獲得しました。



- ▶ SOMPOホールディングスが3年連続で「CDP気候変動Aリスト（最高評価）」に選定 ([PDF/184KB](#))

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」登録検証機関評価において最高ランクの「S」評価を取得

リスクマネジメント

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」の登録検証機関評価において6年連続で最高ランクの「S」評価を取得しました。

- ▶ 東京都「総量削減義務と排出量取引制度」の登録検証機関評価において6年連続で最高ランクの「S」評価を取得(PDF/214KB) 

(2018年8月)

認定関連

環境や社会へ配慮した取組みを行う企業・団体を表彰する制度「Caring Company」に選出

Sompo Insurance (Hong Kong) Company Limitedは環境や社会へ配慮した取組みを行う企業・団体を表彰する制度「Caring Company」に2009年から10年連続で選出されています。



(2019年)

「健康経営銘柄2019」への選定およびグループ会社8社が「健康経営優良法人2019(ホワイト500)」に認定

当社は健康経営^{*}に優れた企業として経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「健康経営銘柄2019」に選定されました。あわせて当社グループの8社が、経済産業省および日本健康会議の運営する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2019大規模法人部門（ホワイト500）」に認定されました。

* 健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

● 「健康経営銘柄2019」への選定

- SOMPOホールディングス株式会社【初選定】



● 「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」認定企業

- SOMPOホールディングス株式会社【3年連続】
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社【3年連続】
- SOMPOビジネスサービス株式会社【3年連続】
- SOMPOひまわり生命保険株式会社【3年連続】
- SOMPOリスクマネジメント株式会社【3年連続】
- SOMPOヘルスサポート株式会社【3年連続】
- SOMPOコミュニケーションズ株式会社【初認定】
- 株式会社プライムアシスタンス【初認定】



SRIインデックス（社会的責任投資指数）などへの組入れ

当社は、以下のSRIインデックスの組入銘柄となっています。（2019年6月30日現在）

Ethibel EXCELLENCE Investment Registers

ホールディングス

「企業の社会的責任」の観点から高いパフォーマンスを示している企業を選定し、組み入れている投資ユニバースです。



▶ Forum ETHIBEL □

Dow Jones Sustainability Indices (DJSI World)

ホールディングス

企業の持続可能性を「経済」「環境」「社会」の3つの側面から評価し、先進的な取組みを行っている企業をDJSI構成銘柄として抽出した、世界の代表的なSRIインデックスです。当社の発足から9年連続、損保ジャパン日本興亜からの通算で19年連続の組入れとなり、日本企業として最長期間の連続選定となります。



▶ Dow Jones Sustainability Index (DJSI) □

FTSE4Good Index Series

ホールディングス

FTSE4Goodインデックスシリーズは、環境・社会・ガバナンスのグローバル・スタンダードを満たす企業への投資を促進するようデザインされた株式指数シリーズです。

▶ FTSE4 Good Index Series □



FTSE4Good

FTSE Blossom Japan Index

ホールディングス

FTSE Blossom Japan IndexはグローバルなインデックスプロバイダーであるFTSE Russell (FTSE International LimitedとFrank Russell Companyの登録商標)が作成し、環境、社会、ガバナンスについて優れた対応を行っている日本企業のパフォーマンスを測定するために設計されたものです。FTSE Blossom Japan Indexはサステナブル投資のファンドや他の金融商品の作成・評価に広く利用されます。

▶ FTSE Blossom Japan Index □



FTSE Blossom
Japan

MSCI ESG Leaders Indexes・MSCI SRI Indexes

ホールディングス

米国のMSCI社が各業界においてESG評価が高い企業を選定したインデックスです。

▶ MSCI □

2018 Constituent
MSCI ESG
Leaders Indexes

* SOMPOホールディングス株式会社のMSCIインデックスへの組み入れ、およびMSCIロゴ、商標、サービスマーク、またはインデックス名の使用は、MSCIまたはその関連会社によるSOMPOホールディングス株式会社に対するスポンサーシップ、支援、またはプロモーションを意味するものではありません。MSCIインデックスはMSCIの独占財産であり、その名称とロゴはMSCIおよびその関連会社が所有する商標またはサービスマークです。

MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

ホールディングス

米国のMSCI社がMSCIジャパンIMIトップ500指数を対象とし、各業界においてESG評価が高い企業を選定したインデックスです。



▶ MSCI JAPANESE INDEXES

MSCI日本株女性活躍指数(WIN)

ホールディングス

米国のMSCI社がジャパンIMIトップ500指数を対象とし、性別多様性に優れた企業を選定したインデックスです。



▶ MSCI JAPANESE INDEXES

ECPI Global Developed ESG Best in class Equity Index

ホールディングス

ECPI社（持続可能性投資を専門とした投資運用助言会社）が選定した、ESG評価の高い企業で構成されるインデックスです。



▶ ECPI

モーニングスター社会的責任投資株式指数

ホールディングス

モーニングスター社などが開発した日本企業を対象とした日本初のSRIインデックスです。

▶ モーニングスター社会的責任投資株式指数

